

甲第18-1号証

令和5年2月1日

越谷市環境経済部
経済振興課長 様

(一社) 越谷市観光協会
事務局長 [REDACTED]

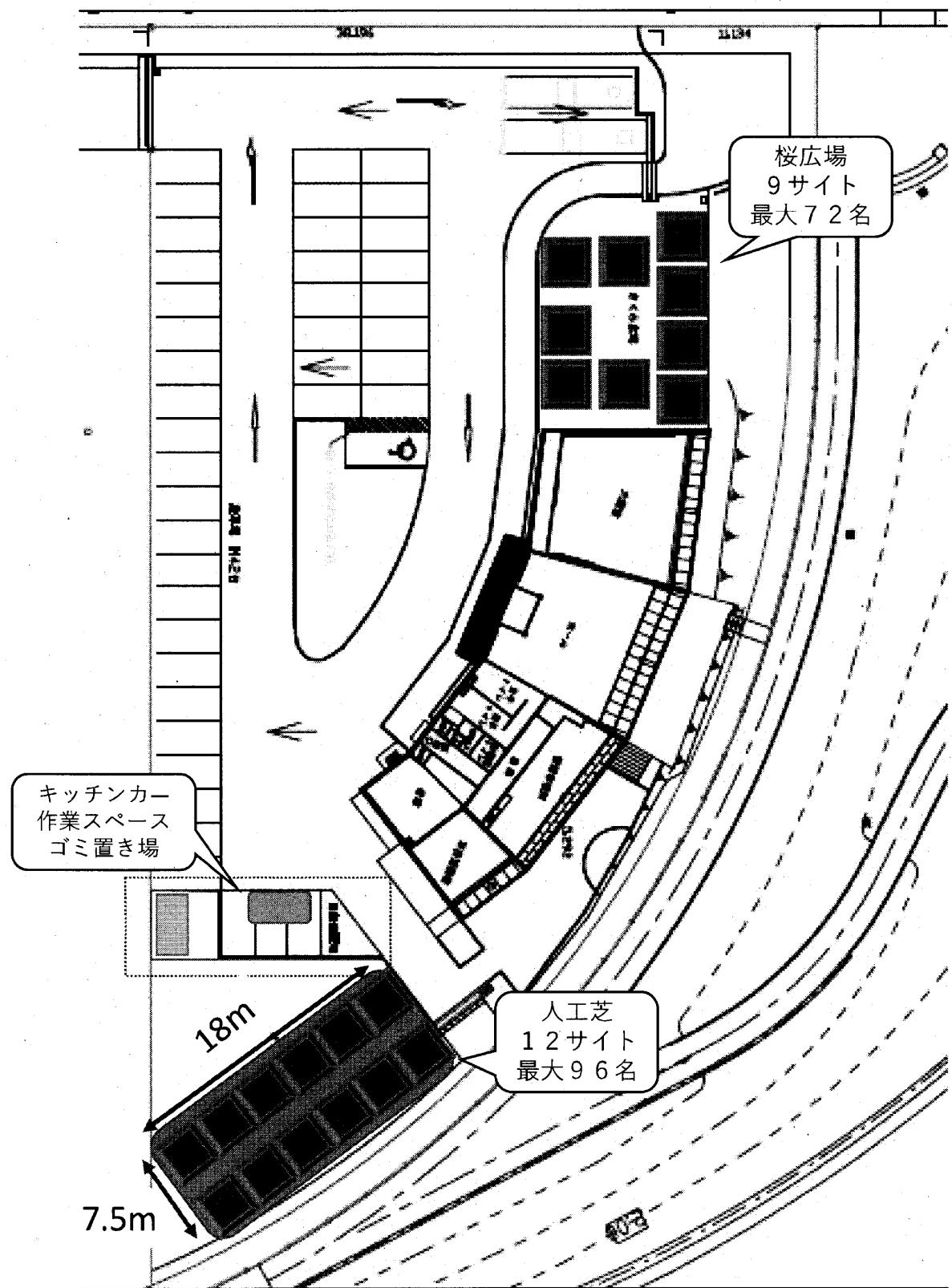
水辺のまちづくり館敷地内
B B Qテント設置エリアの改修工事について（協議）

水辺のまちづくり館敷地内のB B Qテント設置エリアの改修工事にあたり、
越谷市が所管する水辺のまちづくり館およびその敷地の使用について協議しま
す。

記

- 1 内 容 B B Qテント設置エリアでのへこみ修繕及び防火対策の人工芝
張替え工事
- 2 場 所 別紙のとおり
- 3 工事期間 令和5年2月15日～2月28日
- 4 理 由 市の観光推進やにぎわいの創出を目的に実施しているB B Q事
業において、人工芝部分のへこみを修復し、新たな人工芝に張
り替えることにより、来場者により安全に過ごしていただくた
め
- 5 その他 添付資料
・配置図

■実施場所 (R5)



甲第18-2号証

越経第1528号
令和5年(2023年)2月16日

一般社団法人越谷市観光協会
事務局長 [REDACTED] 様

越谷市環境経済部
経済振興課長 [REDACTED]

水辺のまちづくり館敷地内B B Qテント設置エリアの改修工事について（回答）

令和5年2月1日付けで協議の依頼があったことについて、下記のとおり回答します。

記

1 内 容

水辺のまちづくり館敷地内B B Qテント設置エリアの改修工事について、問題はありません。

2 理 由

敷地内の地盤の修繕（人工芝の張替え）をすることは、利用者の安全安心の確保及び貴会で実施する観光推進やにぎわいの創出を目的とした事業の推進に寄与するため。かつ、行政財産（レイクタウン拠点整備事業（拠点施設））の使用許可による暫定使用および使用終了時の原状回復義務を妨げるものでないため。

3 その他の

修繕の実施に当たっては、周辺の安全に十分に注意すること。

以上